

## ILO 国際労働基準 労使への協議等に関する記載がある条約一覧

## 労使が政策決定等に参加する規定がある条約

## ○ 失業ニ関スル条約（第 2 号）（日本は 1922 年に批准）

## 第 2 条

- 1 本条約ヲ批准スル各締盟国ハ中央官庁ノ管理ノ下ニ在ル公ノ無料職業紹介所ノ制度ヲを設クヘク右紹介所ノ経営ニ関スル事項ニ付意見ヲ提出セシムル為委員ヲ任命スヘク該委員中ニハ使用者ノ及労働者ノ代表者ヲ加ウヘシ

## ○ 開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約（第 131 号）（日本は 1971 年に批准）

## 第 1 条

- 2 各国の権限のある機関は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在する場合にはそれらの団体と合意して又はそれらの団体と十分に協議したうえ、最低賃金制度の対象とされる賃金労働者の集団を決定する。

## 第 4 条

- 1 この条約を批准する各加盟国は、第一条の規定の適用上最低賃金制度の対象とされる賃金労働者の集団のための最低賃金を決定しかつ随時調整することができる制度で国内の条件及び必要を満たすものを創設し又は維持する。
- 2 1の制度の設置、運用及び修正に関連して、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体又はこれらの団体がない場合には関係のある使用者及び労働者の代表者との十分な協議が行なわれるため、措置をとるものとする。
- 3 最低賃金決定制度の性質上適当な場合には、次の者がその運用に直接参加するため、措置をとるものとする。
  - (a) 関係のある使用者団体及び労働者団体の代表者又は、それらの団体がない場合には、関係のある使用者及び労働者の代表者。もつとも、それらの代表者は、平等の立場で参加するものとする。
  - (b) 国の一般的な利益を代表するために適任であると認められている者。もつとも、その者は、関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在する場合において、これらの団体との協議が国内法及び国内慣行に適合するものであるときは、そのような協議が十分に行なわれたうえ任命されるものとする。

○ 家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（第 156 号）（日本は 1995 年に批准）

第 11 条

使用者団体及び労働者団体は、国内事情及び国内慣行に適する方法により、この条約を実施するための措置の立案及び適用に当たって参加する権利を有する。

○ 2006 年の海上の労働に関する条約

B2.2.3 指針最低賃金

1 加盟国は、自由な団体交渉の原則の適用を妨げることなく、代表的な船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、船員の最低賃金を決定するための手続を設けるべきである。代表的な船舶所有者団体及び船員団体は、当該手続の運用に参加すべきである。

B4.3.7 指針保護及び防止に係る各国の計画

3 2の規定に基づく活動が会社で行われる場合には、船舶所有者である当該会社の船舶に設置される安全のための委員会に船員の代表者を参加させることを考慮すべきである。

B2.7.1 指針紛争解決

2 船舶所有者団体及び船員団体の代表者は、他の者又は機関と共に参加するか否かを問わず、1に規定する制度の運用に参加すべきである。

B4.4.1 指針加盟国の責任

2 厚生用施設及び厚生に係るサービスを監督するための措置には、関係する代表的な船舶所有者団体及び船員団体の参加を含めるべきである。

労使同数の規定がある条約

○ 最低賃金決定制度の創設に関する条約（第 26 号）（日本は 1971 年に批准）

第 2 条

この条約を批准する各加盟国は、関係のある産業又は産業の部分に労働者団体及び使用者団体が存在する場合にはそれらの団体と協議したうえ、いずれの産業又は産業の部分について、特にいずれの家内労働の産業又は家内労働の産業の部分について前条の最低賃金決定制度を適用するかを決定する自由を有する。

第 3 条

1 この条約を批准する各加盟国は、最低賃金決定制度の性質及び形態並びにその運用方法を決定する自由を有する。

2 もつとも、次のことを条件とする。

- (1) 産業又はその部分について最低賃金決定制度を適用するに先だち、関係のある使用者及び労働者の代表者（使用者団体及び労働者団体が存在する場合には、それらの団体の代表者を含む。）並びに職業上又は職務上特に適任であるその他の者で権限のある機関が協議することを適当と認めるものは、協議を受ける。
- (2) 関係のある使用者及び労働者は、国内法令で定める方法により、国内法令で定める程度において最低賃金決定制度の運用に参加する。もつとも、その使用者と労働者とは、いかなる場合にも、等しい人数で、かつ、平等の条件によつて参加するものとする。

## ○ 職業安定組織の構成に関する条約（第 88 号）（日本は 1953 年に批准）

### 第 4 条

- 1 職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければならない。
- 3 それらの審議会における使用者及び労働者の代表者は、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらと協議の上それぞれ同数が任命されなければならない。

第 5 条 職業安定組織の労働者に対する職業紹介についての一般的政策は、第四条に定める審議会を通じて使用者及び労働者の代表者に諮問した上で決定しなければならない。

## 労使協議の規定がある条約

## ○ 電離放射線からの労働者の保護に関する条約（第 115 号）（日本は 1973 年に批准）

### 第 1 条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、法令、実施基準その他の適当な方法によりこの条約を実施することを約束する。この条約の適用にあたり、権限のある機関は、使用者及び労働者の代表者と協議する。

## ○ 機械の防護に関する条約（第 119 号）（日本は 1973 年に批准）

### 第 1 条

- 1 動力によつて駆動されるすべての機械は、新品であるか中古品であるかを問わず、この条約の適用上、機械と認める。

2 各国の権限のある機関は、人力によつて作動する機械（新品であるか中古品であるかを問わない。）について、労働者に傷害を与える危険があるかどうか及びどの程度の危険があるかを決定し、かつ、この条約の適用上機械と認めるかどうか及びどの範囲まで機械と認めるかを決定する。その決定は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議したうで行なう。それらのいずれの団体も、その協議を提案することができる。

#### 第5条

- 1 加盟国は、第二条の規定の暫定的な適用除外を定めることができる。
- 2 1の暫定的な適用除外の期間（いかなる場合にも、当該加盟国についてこの条約が効力を生ずる日から三年をこえないものとする。）その他の条件は、国内法令又は同様に効果的なその他の措置によつて定める。
- 3 権限のある機関は、この条の規定の適用にあたり、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体並びに適当なときは製造者団体と協議する。

#### 第9条

- 1 加盟国は、第六条の規定の暫定的な適用除外を定めることができる。
- 2 1の暫定的な適用除外の期間（いかなる場合にも、当該加盟国についてこの条約が効力を生ずる日から三年をこえないものとする。）その他の条件は、国内法令又は同様に効果的なその他の措置によつて定める。
- 3 権限のある機関は、この条の規定の適用にあたり、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議する。

#### 第16条

この条約を実施するための国内法令は、権限のある機関が、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体並びに適当なときは製造者団体と協議したうで、作成する。

#### 第17条

- 2 限定された適用範囲を明示する宣言が行なわれる場合において、  
(a) この条約は、少なくとも、権限のある機関が労働監督機関並びに関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議したうで機械が大規模に使用されていると決定する企業又は経済活動部門については、適用するものとする。それらのいずれの団体も、その協議を提案することができる。

### ○ 商業及び事務所における衛生に関する条約（第120号）（日本は1993年に批准）

#### 第2条

権限のある機関は、前条に掲げる事業所、団体、行政機関又はこれらにおける部門のうち特定の種類のものについて、この条約の規定の全部又は一部を適用することが雇用の事情及び条

件<sup>1</sup>に照らして不<sup>2</sup>適当である場合には、この条約の規定の全部又は一部の適用を除外することができる。もつとも、その適用の除外は、直接に<sup>3</sup>関係のある使用者団体及び労働者団体が存在するときは、これらの団体と協議した上で<sup>4</sup>行うものとする。

### 第3条

ある事業所、団体又は行政機関がこの条約の適用を受けるものであるかないかについて疑いがある場合には、権限のある機関が（<sup>5</sup>関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在するときは、これらの団体と協議した上で<sup>6</sup>）これを解決するか、又は国内法及び国内慣行に適合する他の方法によりこれを解決する。

### 第5条

この条約を実施するための法令及び千九百六十四年の衛生（商業及び事務所）勧告の規定又はこれと同様の規定を国内事情の下で可能なかつ望ましい限りにおいて実施するための法令は、<sup>7</sup>関係のある代表的な使用者団体及び労働者団体が存在するときはこれらの団体と協議した上で、作成する。

## ○ 雇用政策に関する条約（第122号）（日本は1986年に批准）

### 第3条

この条約の適用に当たっては、とられる措置により影響を受ける者の代表者、特に、使用者の代表者及び労働者の代表者の経験及び見解を十分に考慮し並びに雇用政策の立案及び雇用政策に対する支持の獲得に当たつてこれらの代表者の十分な協力を確保するため、雇用政策に関しこれらの代表者と協議する。

## ○ 就業が認められるための最低年齢に関する条約（第138号）（日本は2000年に批准）

### 第2条

- 1 この条約を批准する加盟国は、その批准に際して付する宣言において、自国の領域内及びその領域内で登録された輸送手段における就業が認められるための最低年齢を明示する。この最低年齢に達していない者については、第四条から第八条までの規定が適用される場合を除くほか、いかなる職業における就業も認められない。
- 3 1の規定に従って明示する最低年齢は、義務教育が終了する年齢を下回ってはならず、また、いかなる場合にも十五歳を下回ってはならない。
- 4 3の規定にかかわらず、経済及び教育施設が十分に発達していない加盟国は、<sup>8</sup>関係のある使用者団体及び労働者団体が存在する場合にはこれらの団体と協議した上で、当初は最低年齢を十四歳と明示することができる。

### 第3条

- 1 年少者の健康、安全若しくは道徳を損なうおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務については、就業が認められるための最低年齢は、十八歳を下回ってはならない。
- 2 1の規定が適用される業務の種類は、関係のある使用者団体及び労働者団体が存在する場合にはこれらの団体と協議した上で、国内法令又は権限のある機関によって決定される。
- 3 1の規定にかかわらず、関係のある使用者団体及び労働者団体が存在する場合にはこれらの団体と協議した上で、年少者がその健康、安全及び道徳について十分に保護されること並びに関係する活動部門に係る適切かつ特定の指導又は職業訓練を受けたことを条件として、十六歳からの就業については、これを国内法令又は権限のある機関により認めることができる。

### 第4条

- 1 権限のある機関は、必要な限りにおいて、関係のある使用者団体及び労働者団体が存在する場合にはこれらの団体と協議した上で、特殊かつ実質的な適用上の問題が生ずる限られた種類の業務についてこの条約を適用しないことができる。

### 第5条

- 1 経済及び行政機関が十分に発達していない加盟国は、関係のある使用者団体及び労働者団体が存在する場合にはこれらの団体と協議した上で、当面はこの条約を適用する範囲を限定することができる。

第6条 この条約は、一般教育、職業教育若しくは技術教育のための学校若しくは訓練施設において児童及び年少者が行う労働又は企業において十四歳以上の者が行う労働であって、権限のある機関が定める条件（関係のある使用者団体及び労働者団体が存在する場合には、これらの団体と協議した上で定める条件とする。）に従って行われ、かつ、次のいずれかの課程の不可分の一部であるものについては、適用しない。

- (a) 学校又は訓練施設が第一義的な責任を有する教育又は訓練の課程
- (b) 主として又は全面的に企業において実施される訓練課程であって、権限のある機関が認めたもの
- (c) 職業又は訓練科目の選択を容易にするための職業指導の課程

### 第8条

- 1 権限のある機関は、関係のある使用者団体及び労働者団体が存在する場合にはこれらの団体と協議した上で、芸術的な演劇への出演その他これに類することを目的とする就業については、個々の事案について与える許可書により、第二条に規定する就業の禁止に対する例外を認めることができる。

○ **がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(第 139 号)**  
(日本は 1977 年に批准)

第 6 条

この条約を批准する各加盟国は、

- (a) 法令又は国内慣行及び国内事情に適合するその他の方法により、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体との協議の上、この条約を実施するために必要な措置をとる。

○ **人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約 (第 142 号)**  
(日本は 1986 年に批准)

第 5 条

職業指導及び職業訓練に関する政策及び計画は、使用者団体及び労働者団体と協力し並びに適当な場合には国内法及び国内慣行に従って他の関係団体と協力して、策定し、及び実施する。

○ **国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約 (第 144 号) (日本は 2002 年に批准)**

第 2 条

- 1 この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、第 5 条 1 に規定する国際労働機関の活動に関する事項について、政府、使用者及び労働者の代表者の間で効果的な協議が行われることを確保する手続を運用することを約束する。
- 2 1 に規定する手続の性質及び形態は、代表的団体が存在し及び当該手続が確立されていない場合には、当該代表的団体と協議した上で、国内慣行に従い各国において定める。

第 3 条

- 1 この条約に規定する手続における使用者及び労働者の代表者は、代表的団体が存在する場合には、当該代表的団体が自由に選ぶ。
- 2 使用者及び労働者は、協議が行われる機関において平等の立場で代表される。

○ **障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約 (第 159 号) (日本は 1992 年に批准)**

第 2 条

加盟国は、国内事情及び国内慣行に従い、かつ、国内の可能性に応じて、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国の政策を策定し、実施し及び定期的に検討する。

## 第5条

代表的な使用者団体及び労働者団体は、第二条の政策の実施（職業リハビリテーションに関する活動に従事する公的機関と民間団体との間の協力及び調整を促進するためにとられる措置を含む。） に関して協議を受ける。また、代表的な障害者の及び障害者のための団体も、協議を受ける。

## ○ 石綿の使用における安全に関する条約（第162号）（日本は2005年に批准）

### 第1条

- 1 この条約は、作業の過程において労働者の石綿への曝露（ばくろ）を伴うすべての業務について適用する。
- 2 この条約を批准する加盟国は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、健康に対する危険及び適用される安全措置の評価に基づいて、適用が不必要であると認める場合には、この条約の一部の規定の適用を特定の経済活動部門又は特定の事業について除外することができる。

### 第3条

- 1 業務上の石綿への曝露（ばくろ）による健康に対する危険を防止し、及び管理し、並びにこの危険から労働者を保護するためにとるべき措置については、国内法令において定める。
- 3 権限のある当局は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で決定される条件に従い、かつ、そのように決定される期間内において、1の規定に従って定められた措置を一時的に緩和することを認めることができる。

### 第4条

権限のある当局は、この条約を実施するためにとられる措置に関し、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議する。

### 第11条

- 1 クロシドライト及びその繊維を含有する製品の使用は、禁止する。
- 2 権限のある当局は、合理的に判断して代替することが実行可能でない場合には、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、1に規定する禁止の緩和を認める権限を与えられる。ただし、労働者の健康が危険にさらされないことを確保する手段がとられることを条件とする。

### 第12条

- 1 あらゆる形態の石綿の吹付け作業は、禁止する。
- 2 権限のある当局は、他の方法が合理的に判断して実行可能でない場合には、関係のある最



も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、1に規定する禁止の緩和を認める権限を与えられる。ただし、労働者の健康が危険にさらされないことを確保する手段がとられることを条件とする。

## 第22条

- 1 権限のある当局は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議し、及び協力した上で、石綿への曝露（ばくろ）による健康に対する危険並びにその防止及び管理の方法に関し、すべての関係者への情報の普及及び教育を促進するために適当な措置をとる。

## ○ 民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）（日本は1999年に批准）

### 第2条

- 4 加盟国は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、次のことを行うことができる。
  - (a) 特定の状況の下で、特定の種類の労働者又は特定の部門の経済活動について民間職業仲介事業所が前条1に規定するサービスの一又は二以上を提供することを禁止すること。
  - (b) 特定の状況の下で、この条約の全部又は一部の規定の適用を特定の部門の経済活動又はその一部に従事する労働者について除外すること。ただし、関係する労働者に対して十分な保護が確保されている場合に限る。

### 第3条

- 1 民間職業仲介事業所の法的地位については、国内法及び国内慣行に従い並びに最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で決定する。

### 第7条

- 1 民間職業仲介事業所は、労働者からいかなる手数料又は経費についてもその全部又は一部を直接又は間接に徴収してはならない。
- 2 権限のある機関は、関係する労働者の利益のために、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、特定の種類の労働者及び民間職業仲介事業所が提供する特定の種類のサービスについて1の規定の例外を認めることができる。

### 第8条

- 1 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、民間職業仲介事業所が自国の領域内で募集し又は紹介した移民労働者に対し十分な保護を与え及び当該移民労働者の不当な取扱いを防止するため、自国の管轄内で、適当な場合には他の加盟国と協力して、すべての必要かつ適当な措置をとる。この措置には、制裁（詐欺行為又は不当な取扱いを行う民間職業仲介事業所の活動の禁止を含む。）を定める法令を含める。

## 第13条

- 1 加盟国は、国内法及び国内慣行に従い並びに最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、公共職業安定組織と民間職業仲介事業所との間の協力を促進するための条件を策定し、確立させ及び定期的に検討する。

## ○ 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）（日本は2001年に批准）

### 第3条

この条約の適用上、「最悪の形態の児童労働」は、次のものから成る。

- (a) 児童の売買及び取引、負債による奴隷及び農奴、強制労働（武力紛争において使用するための児童の強制的な徴集を含む。）等のあらゆる形態の奴隷制度又はこれに類する慣行
- (b) 売春、ポルノの製造又はわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること。
- (c) 不正な活動、特に関連する国際条約に定義された薬物の生産及び取引のために児童を使用し、あっせんし、又は提供すること。
- (d) 児童の健康、安全若しくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務又はそのようなおそれのある状況下で行われる業務

### 第4条

- 1 前条(d)に規定する業務の種類は、関係のある使用者団体及び労働者団体と協議した上で、関連の国際基準、特に千九百九十九年の最悪の形態の児童労働勧告3及び4の規定を考慮し、国内法令又は権限のある機関によって決定される。
- 2 権限のある機関は、関係のある使用者団体及び労働者団体と協議した上で、1の規定に基づいて決定された種類の業務がどこに存在するかについて特定する。
- 3 1の規定に基づいて決定された業務の種類を表は、関係のある使用者団体及び労働者団体と協議した上で、定期的に検討され及び必要に応じて改正される。

### 第5条

加盟国は、使用者団体及び労働者団体と協議した上で、この条約を実施するための規定の実施を監視する適当な仕組みを設け又は指定する。

### 第6条

- 1 加盟国は、最悪の形態の児童労働を優先的に撤廃するための行動計画を作成し及び実施する。

2 1の行動計画は、関係する政府機関、使用者団体及び労働者団体と協議した上で、適当な場合には他の関係のある集団の意見を考慮に入れて、作成され及び実施される。

## ○ 職業上の安全及び健康促進枠組条約（第 187 号）（日本は 2007 年に批准）

### 第 2 条

- 1 この条約を批准する加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で国内政策、国内制度及び国内計画を定めることにより、職業上の負傷、疾患及び死亡を予防するために職業上の安全及び健康を不断に改善することを促進する。
- 3 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康に関連する国際労働機関の条約を批准するためにいかなる措置をとることができるかを定期的に検討する。

### 第 3 条

- 3 加盟国は、国内政策を定めるに当たり、国内事情及び国内慣行に照らし、かつ、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、基本原則（例えば、職業上の危険性又は有害性を評価し、及びこれに根本的に対処すること並びに情報、協議及び訓練を含む各国の安全及び健康に関する危害防止の文化を発展させること）を促進する。

### 第 4 条

- 1 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康に関する国内制度を定め、維持し、漸進的に発展させ、及び定期的に検討する。

### 第 5 条

- 1 加盟国は、最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、職業上の安全及び健康に関する国内計画を定め、実施し、監視し、評価し、及び定期的に検討する。

## 労使への協議、労使が政策決定等に参加する規定がない条約

- 労働者職業病補償に関する条約（第 18 号）
- 労働者災害補償ニ付テノ内外人労働者ノ均等待遇ニ関スル条約（第 19 号）
- 船中ニ於ケル移民監督ノ単純化ニ関スル条約（第 21 号）
- 船舶に依り運送せらるる重包装貨物の重量標示に関する条約（第 27 号）
- 強制労働ニ関スル条約（第 29 号）
- すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約（第 45 号）
- 特殊ノ労働者募集制度ノ規律ニ関スル条約（第 50 号）
- 最終条項改正条約（第 80 号）
- 工業及び商業における労働監督に関する条約（第 81 号）
- 結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第 87 号）
- 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第 98 号）

- 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第 100 号）
- 社会保障の最低基準に関する条約（第 102 号）
- 最終条項改訂条約（第 116 号）
- 業務災害の場合における給付に関する条約（第 121 号）

（参考）条約ではないが、ILO の目的・目標が明記された、最も基本的な文章の 1 つとして、以下のものがある。

#### ○ 国際労働機関の目的に関する宣言（フィラデルフィア宣言、1944 年）

- 1 総会は、この機関の基礎となっている根本原則、特に次のことを再確認する。
  - (a) 労働は、商品ではない。
  - (b) 表現及び結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない。
  - (c) 一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である。
  - (d) 欠乏に対する戦は、各国内における不屈の勇気をもって、且つ、労働者及び使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定とともに参加する継続的且つ協調的な国際的努力によって、遂行することを要する。